

山口県報

令和3年
4月13日
(火曜日)

目次

- 公告
令和三年度危険物取扱者保安講習の実施（消防保安課）……………一
- 令和三年度消防設備士講習の実施（消防保安課）……………三
- 公共測量の実施の終了（三件）（監理課）……………四
- 公安委告示
交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示の一部改正……………四



(一〇四) 令和三年度危険物取扱者保安講習の実施
消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十三条の二十三の規定に基づき、令和三年度危険物取扱者保安講習を次のとおり実施します。

令和三年四月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 受講対象者
消防法第十三条の二十三に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者
- 二 講習の日時及び場所

(一) 給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対する講習

日 時 場 所

令和三、七、一 午前九時から 下関市消防訓練センター
正午まで

講習種別	日	時	場	所
(一) 給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対する講習	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃
(二) 石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第六号に規定する特定事業所における危険物施設（一）に掲げる危険物施設を除く。）において	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃

光市大字岩田八四九 大和総合運動公園大会議室

宇部・山陽小野田消防局消防訓練研修センター

周南市鼓海二丁目一八の二四 公益財団法人周南地域地場産業振興センター

山口市吉敷下東三丁目一番一号 山口県総合保健会館

宇部市大字川上七四 山口県農業協同組合宇部統括本部

萩市見島三二六の一二二 見島ふれあい交流センター

〃 〃

〃 〃

柳井市柳井三七七八 柳井市文化福祉会館

防府市八王子二丁目八番九号 公益財団法人山口・防府地域工芸地場産業振興センター

〃 〃

長門市向津具公民館

萩市大字椿東六四四六の五 山口県漁業協同組合越ヶ浜支店

下関市消防訓練センター

長門市通六七の一五 山口県漁業協同組合通支店

〃 〃

周南市鼓海二丁目一八の二四 公益財団法人周南地域地場産業振興センター

長門市油谷川尻六三一 山口県漁業協同組合川尻支店

萩市大字江向四三一の二 山口県漁業協同組合萩統括本部

下松市消防本部

五 受講申請書
受講手数料

四千七百円に相当する山口県収入証紙を受講申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

六 その他

受講案内、受講申請書等の請求及びこの講習についての問合せは、最寄りの消防本部、山口市滝町一番一号 山口県総務部消防保安課（電話〇八三一九三三―二三九九）又は一般社団法人山口県危険物安全協会連合会（電話〇八三一九三三―七七九九）にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(一〇五) 令和三年度消防設備士講習の実施

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十七条の十の規定に基づき、令和三年度消防設備士講習を次のとおり実施します。

令和三年四月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 受講対象者

次に掲げる講習区分ごとの消防設備士免状を所持している者

(一) 消火設備 甲種第一類、甲種第二類、甲種第三類、乙種第一類、乙種第二類又は乙種第三類

(二) 警報設備 甲種第四類、乙種第四類又は乙種第七類

(三) 避難設備・消火器 甲種第五類、乙種第五類又は乙種第六類

二 講習の日時及び場所

(一) 消火設備
令和三、九、一四 午前九時三十分から 午後五時まで
山口市吉敷下東三丁目一番一号
公益財団法人山口県健康福祉財団山口
県健康づくりセンター

〃 〃 一五 〃
周南市鼓海二丁目一八の二四
公益財団法人周南地域地場産業振興セ
ンター

(二) 警報設備

日 時 場 所

令和三、一〇、一三 午前九時三十分から 午後五時まで
山口市吉敷下東三丁目一番一号
公益財団法人山口県健康福祉財団山口
県健康づくりセンター

〃 〃 一四 〃
周南市鼓海二丁目一八の二四
公益財団法人周南地域地場産業振興セ
ンター

(三) 避難設備・消火器

令和三、一〇、二七 午前九時三十分から 午後五時まで
周南市鼓海二丁目一八の二四
公益財団法人周南地域地場産業振興セ
ンター

〃 〃 二八 〃
〃 〃

〃 〃 二九 〃
山口市吉敷下東三丁目一番一号
公益財団法人山口県健康福祉財団山口
県健康づくりセンター

三 講習の科目

(一) 工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項

(二) 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項

(三) 効果測定

四 講習の一部免除

一の種類の講習を受けた後六月以内に他の種類の講習を受けようとする者は、三の(一)に掲げる科目の受講を免除する。

五 受講申請書の提出期間及び提出先

令和三年七月二十日（火曜日）から同年八月十七日（火曜日）までの間に、山口市葵二丁目五番六九号（郵便番号七五三―〇八二二）一般財団法人山口県消防設備協会に提出すること。

六 提出書類

(一) 受講申請書

(二) 写真（縦四センチメートル、横三センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。）

七 受講手数料

講習区分ごとに七千円に相当する山口県収入証紙を受講申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 その他

受講案内、受講申請書等の請求及びこの講習についての問合せは、最寄りの消防本部、山口市滝町一番一号 山口県総務部消防保安課（電話〇八三一九三三―二三九

九) 又は一般財団法人山口県消防設備協会(電話〇八三一九二三一七七七八)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(一〇六) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、平生町長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和三年四月十三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 作業の種類

公共測量(空中写真測量)

二 作業の地域

平生町

三 作業の期間

令和二年五月二十五日から令和三年三月十七日まで

(一〇七) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、防府市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和三年四月十三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 作業の種類

公共測量(道路台帳図データ作成)

二 作業の地域

防府市石が口三丁目、鋳物師町、岩島三丁目、沖今宿一丁目、開出、勝間二丁目、国衙四丁目、国衙五丁目、酢貝、迫戸町、桑南二丁目、高倉二丁目、多々良二丁目、中泉町、西仁井令二丁目、華園町、東仁井令町、美和町、牟礼今宿二丁目、牟礼柳、本橋町、大字伊佐江、大字江泊、大字上右田、大字下右田、大字新田、大字高井、大

字田島、大字台道、大字富海、大字西浦、大字浜方及び大字牟礼

三 作業の期間

令和二年八月二十七日から令和三年三月十五日まで

(一〇八) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、山口県地方務局長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和三年四月十三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 作業の種類

公共測量(基準点測量)

二 作業の地域

下松市望町一丁目、望町二丁目、望町三丁目及び望町四丁目

三 作業の期間

令和二年十月十五日から令和三年二月二十六日まで



山口県公安委員会告示第十三号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示(昭和四十一年山口県公安委員会告示第六十三号)の一部を次のように改正し、令和三年四月十四日から施行する。

令和三年四月十三日

山口県公安委員会

表山口県国警察署の部麻里布交番の項名称の欄中「麻里布交番」を「岩国駅前交番」に改め、同項位置の欄中「麻里布町四丁目」を「麻里布町一丁目」に改める。